|  |
| --- |
| 歯科技工所の構造設備※「有」又は「無」のいずれか及び「適」又は「否」のいずれかを〇で囲むこと。 |
| 項　　　　　　目 | 歯科技工士法施行規則 | 状　態 |
|  | 歯科技工を行うために必要な設備及び器具等を備えている | 第１３条の２第１号 | 有・無 |
| ※「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおり※備えている設備及び器具等の前の□の中にレを付すこと。□防音装置　　□防火装置　　□消火器　　□照明設備　　□空調設備　　□給排水設備□石膏トラップ　　□空気清浄機　　□換気扇　　□技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ）□電気掃除機　　□分別ダストボックス　　□防じん用マスク　　□模型整理棚　　□書籍棚□救急箱　　□吸じん装置　　□歯科技工用作業台　　□材料保管棚（保管庫）　　□薬品保管庫 |
|  | 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できる | 第１３条の２第２号 | 適・否 |
|  | 手洗い設備を有している | 第１３条の２第３号 | 有・無 |
|  | 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている | 第１３条の２第４号 | 適・否 |
|  | 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、１０㎡以上の面積を有している | 第１３条の２第５号 | 適・否 |
|  | 照明及び換気が適切である | 第１３条の２第６号 | 適・否 |
|  | 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものである | 第１３条の２第７号 | 適・否 |
|  | 出入口及び窓は、閉鎖できるものである | 第１３条の２第８号 | 適・否 |
|  | 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有している | 第１３条の２第９号 | 有・無 |
|  | 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えている | 第１３号の２第１０号 | 有・無 |
|  | 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している | 第１３号の２第１１号 | 有・無 |
|  | 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有している | 第１３号の２第１２号 | 有・無 |
| ⑬ | リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じている | 第１３号の２第１３号 | 適・否 |